

別紙様式第16号の24（第211条の81第1項関係）

（日本産業規格A4）

年度中（
年 月 日から
年 月 日まで） 中間業務報告書
年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 中間事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 子会社等の状況
- 3 役員・使用人の状況
- 4 大株主
- 5 保険契約準備金

第2 中間連結財務諸表

- 1 中間連結財務諸表の作成方針
- 2 中間連結貸借対照表
- 3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書
- 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書
- 5 中間連結株主資本等変動計算書

（記載上の注意）

- 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。法第272条の36第1項の承認申請書又は法第272条の42第2項第8号の規定及び第211条の86第2項第3号、第3号の2、第3号の3若しくは第3号の4の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 少額短期保険持株会社及びその子会社等（保険業法第272条の40第1項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 3 この様式中「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」及び「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の5 中間連結株主資本等変動

計算書」の次に一括して記載することができる。

- 4 上場会社等（金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険持株会社（特例企業会計基準等適用法人等である少額短期保険持株会社を除く。）にあっては、この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第1 中間事業概況書

年度中 （ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間事業概況書

1 事業の概要

（記載上の注意）

少額短期保険持株会社については、主要勘定の増減理由、その他業務の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。なお、子会社等に係る事業状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

2 子会社等の状況

（1）子会社等数の増減

区 分	前 期 末	当中間会計期間末	増減（△）
子 会 社			
子 法 人 等			
関 連 法 人 等			
合 計			

（記載上の注意）

- 1 「子会社」とは、保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同条第4項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

- 2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

（3）において同じ。

（2）少額短期保険持株会社グループの事業系統図

（3）子会社等の概況

会社名	所在地	承認又は届出年月日	資本金又は出資金	事業の内容	議決権に対する当社の所有割合	役員の兼任等	議決権に対する当社及び他の子会社等の所有割合	その他
			百万円		%		%	

（記載上の注意）

- 1 「承認又は届出年月日」欄は、保険業法第272条の39第1項各号に掲げる会社である子会社にあっては、同法第272条の42第2項第3号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を、また、同法第272条の39第1項の規定に基づく金融庁長官の承認を受けた子会社にあっては、

その承認年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、設立年月日を記載すること。

- 2 前期末に別紙様式第16号の25を作成して提出した少額短期保険持株会社にあつては、上記の項目について、当中間会計期間中に異動があつた子会社等のみを記載することができる。この場合には、異動事項、異動事由その他参考となるべき事項を「その他」欄に記載すること。

(4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益又は売上高	経常利益	中間純利益	総資産	純資産額	当社への中間配当額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

「決算日」欄は、中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間連結株主資本等変動計算書をいう。以下同じ。）の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

(5) 子会社の収入状況

会社名	業 務 の 内 容	当 該 業 務 に 係 る 期 中 総 収 入	当社及びその子会社からの収入()は期中総収入に占める比率	当社の子会社である少額短期保険業者、保険会社、銀行又は証券専門会社等からの収入の有無
		百万円	百万円 (%)	

(記載上の注意)

- 1 保険業法第272条の39第1項第2号に掲げる業務を営む子会社について記載すること。
- 2 当社の子会社である少額短期保険業者、保険会社、銀行又は証券専門会社等からの収入の有無は、保険業法第271条の22第1項第1号から第11号までに掲げる会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。

3 役員・使用人の状況

(1) 当社

区 分	前 期 末	当中間会計期間末	増減(△)
会 社 役 員 使 用 人	取 締 役	名 うち非常勤()	名
	会 計 参 与		
	監 査 役	うち非常勤()	
	執 行 役		
	計		
	使 用 人		

人	(うち執行役員)	()	()	()
合	計			

(記載上の注意)

- 1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間会計期間末における取締役を兼務する執行役の員数 人

- 2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

- 3 「使用人」欄のうち出向使用人（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当中間会計期間末における出向使用人数 人

(2) 当社及び子会社等

区 分	前 期 末	当中間会計期間末	増減 (△)
役 員	名	名	名
使 用 人			
計			

(記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、「役員」欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

4 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	株又は千株	%

(記載上の注意)

- 1 持株数の多い順に10名以上を記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、少額短期保険持株会社が2以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名以上を併せて記載すること。

- 2 種類株式発行少額短期保険持株会社（剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する少額短期保険持株会社をいう。）にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。

- 3 その他株式に関する重要な事項を欄外に記載すること。

5 保険契約準備金

区 分	前期末残高	当中間会計期間末残高	増減 (△) 額
支 払 備	生 命 保 険	百万円	百万円
	(個人保険)		
	(・ ・ 保険)		
	(その他の保険)		
	損 害 保 険		

金	(・・・保険)			
	(その他の保険)			
	計			
責任準備金等	生命保険			
	(個人保険)			
	(・・・保険)			
	(その他の保険)			
	損害保険			
	(・・・保険)			
	(その他の保険)			
	計			
合計				

(記載上の注意)

中間連結貸借対照表上の保険契約準備金の額のうち海外に所在する子会社の額は、「海外子会社分」として区分し、「責任準備金等」の下に一括して記載することができる。

特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、本表中の項目等によらず、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載すれば足りる。

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

(記載上の注意)

少額短期保険持株会社及びその子会社等について作成する中間連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の当中間会計期間等に関する事項

特例企業会計基準等適用法人等にあつては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、中間連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の中間連結財務諸表（注記を含む。）に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。

2 中間連結貸借対照表

年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表

- (1) （生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		支 払 備 金	
買 現 先 勘 定		責 任 準 備 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		契 約 者 配 当 準 備 金	
買 入 金 銭 債 権		代 理 店 借	
特 定 取 引 資 産		再 保 險 借	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	

金 銭 の 信 託		短 期 社 債	
有 価 証 券		社 債	
貸 付 金		新 株 予 約 権 付 社 債	
代 理 店 貸		そ の 他 負 債	
再 保 険 貸		退 職 給 付 に 係 る 負 債	
有 形 固 定 資 産		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		価 格 変 動 準 備 金	
そ の 他 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
退 職 給 付 に 係 る 資 産		繰 延 税 金 負 債	
繰 延 税 金 資 産		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		支 払 承 諾	
支 払 承 諾 見 返		負 債 の 部 合 計	
貸 倒 引 当 金	△	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	△
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
		株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	
		在 外 子 会 社 等 に 係 る 保 険 契 約 準 備 金 評 価 差 額 金	
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
		株 式 引 受 権	
		新 株 予 約 権	
		非 支 配 株 主 持 分	
		純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		支 払 備 金	
買 現 先 勘 定		責 任 準 備 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		契 約 者 配 当 準 備 金	
買 入 金 銭 債 権		短 期 社 債	
特 定 取 引 資 産		社 債	

商 品 有 価 証 券	新 株 予 約 権 付 社 債	
金 銭 の 信 託	代 理 店 借	
有 価 証 券	再 保 険 借	
貸 付 金	特 定 取 引 負 債	
有 形 固 定 資 産	そ の 他 負 債	
無 形 固 定 資 産	退 職 給 付 に 係 る 負 債	
そ の 他 資 産	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	価 格 変 動 準 備 金	
繰 延 税 金 資 産	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	繰 延 税 金 負 債	
支 払 承 諾 見 返	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
貸 倒 引 当 金 △	支 払 承 諾	
	負債の部 合 計	
	(純 資 産 の 部)	
	資 本 金	
	新 株 式 申 込 証 拠 金	
	資 本 剰 余 金	
	利 益 剰 余 金	
	自 己 株 式 △	
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
	株 主 資 本 合 計	
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
	土 地 再 評 価 差 額 金	
	為 替 換 算 調 整 勘 定	
	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	
	在 外 子 会 社 等 に 係 る 保 険 契 約 準 備 金 評 価 差 額 金	
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
	株 式 引 受 権	
	新 株 予 約 権	
	非 支 配 株 主 持 分	
	純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の中間連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る財産の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連

が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦ 貸倒引当金の計上方法
- ⑧ 退職給付に係る会計処理の方法
- ⑨ 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法
- ⑩ リース取引の処理方法
- ⑪ ヘッジ会計の方法
- ⑫ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- ⑬ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
- ⑭ 子会社等が採用した会計方針のうちに少額短期保険持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

(6) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権

並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあつては、同令第211条の82第1項第4号ロ）による。

- (7) 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産及び負債の額
 - (8) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
 - (9) 少額短期保険持株会社の子会社等である生命保険会社に係る契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
 - (10) 子会社等の株式又は出資金の総額
 - (11) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額
 - (12) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
 - (13) 次に掲げる1株当たりの情報に関する事項
 - ① 1株当たりの純資産額（銭単位）
 - ② 少額短期保険持株会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
 - (14) 当中間連結会計期間の末日後、連結会社及び持分法が適用される非連結の子会社等の当中間連結会計期間が属する連結会計年度（当中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該少額短期保険持株会社の中間連結会計期間の末日と異なる日をその中間連結会計期間の末日とする子会社等については、当該子会社等の中間会計期間の末日後に発生した場合における当該事象とする。）
 - (15) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
 - (16) 以上のほか、少額短期保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その金額を記載すること。
- 4 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。
- 5 少額短期保険持株会社の子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 6 法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らか

にするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

8 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結損益計算書
 及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益 保険料等収入 資産運用収益 利息及び配当金等収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 為替差益 その他運用収益 特別勘定資産運用益 その他経常収益	
経常費用 保険金等支払金 保険金 年金 給付金 解約返戻金	

その他返戻金	
責任準備金等繰入額	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
契約者配当金積立利息繰入額	
資産運用費用	
支払利息	
特定取引費用	
商品有価証券運用損	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
為替差損	
貸倒引当金繰入額	
貸付金償却	
賃貸用不動産等減価償却費	
その他運用費用	
特別勘定資産運用損	
事業費	
その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産等処分益	
負ののれん発生益	
保険業法第112条評価益	
その他特別利益	
特別損失	
固定資産等処分損	
減損損失	
価格変動準備金繰入額	
金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産圧縮損	
その他特別損失	
契約者配当準備金繰入額	
税金等調整前中間純利益	
（又は税金等調整前中間純損失）	
法人税及び住民税等	
法人税等調整額	
法人税等合計	

中間純利益 (又は中間純損失) 非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失) 親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)	
--	--

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 収入積立保険料 積立保険料等運用益 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 特別勘定資産運用益 その他運用収益 積立保険料等運用益振替 その他経常収益	
経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用	

商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益 固定資産等処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失	
税金等調整前中間純利益 （又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 中間純利益（又は中間純損失） 非支配株主に帰属する中間純利益 （又は非支配株主に帰属する中間純損失） 親会社株主に帰属する中間純利益 （又は親会社株主に帰属する中間純損失）	

（記載上の注意）

- 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
 - 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時

- 期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
- (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
- (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

- 2 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の中間連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。
- 3 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
- (1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- (2) 1株当たりの情報に関する次に掲げる事項
- ① 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）
- ② 少額短期保険持株会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨
- (3) 以上のほか、少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 4 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への係数の記載は行わない。
- 5 法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- (3) （少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

科	目	金	額
中間純利益（又は中間純損失）			

その他の包括利益	
其他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	
持分法適用会社に対する持分相当額	
中間包括利益	
親会社株主に係る中間包括利益	
非支配株主に係る中間包括利益	

(記載上の注意)

- 1 中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

- (4) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等—中間連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
特定取引収益	
商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他運用収益	
特別勘定資産運用益	
その他経常収益	

経常費用 保険金等支払金 保険金 年金 給付金 解約返戻金 その他返戻金 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 契約者配当金積立利息繰入額 資産運用費用 支払利息 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金償却 賃貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 特別勘定資産運用損 事業費 その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益 固定資産等処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失	

契約者配当準備金繰入額 税金等調整前中間純利益 （又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 中間純利益（又は中間純損失） 親会社株主に帰属する中間純利益 （又は親会社株主に帰属する中間純損失） 非支配株主に帰属する中間純利益 （又は非支配株主に帰属する中間純損失）	
その他の包括利益 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整額 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金 持分法適用会社に対する持分相当額 中間包括利益 親会社株主に係る中間包括利益 非支配株主に係る中間包括利益	

(5) （損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 収入積立保険料 積立保険料等運用益 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 特別勘定資産運用益 その他運用収益	

積立保険料等運用益振替 その他経常収益	
経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失	
特別利益 固定資産等処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失	

税金等調整前中間純利益 （又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 中間純利益（又は中間純損失） 親会社株主に帰属する中間純利益 （又は親会社株主に帰属する中間純損失） 非支配株主に帰属する中間純利益 （又は非支配株主に帰属する中間純損失）	
その他の包括利益 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整額 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金 持分法適用会社に対する持分相当額 中間包括利益 親会社株主に係る中間包括利益 非支配株主に係る中間包括利益	

（記載上の注意）

- 1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
 - (1) 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
 - (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
 - (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。
- 2 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の
 - (4)により、損害保険業である場合には上記の(5)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の中間連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。
- 3 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 1 株当たりの情報に関する次に掲げる事項
 - ① 1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（銭単位）
 - ② 少額短期保険持株会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後に

において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

(3) 以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

- 4 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
 - 5 中間連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
 - 6 法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 - 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
 - 8 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。
- 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等一直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険金据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	

(単位：百万円)

科	目	金	額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
	税金等調整前中間純利益（△は損失）		
	賃貸用不動産等減価償却費		
	減価償却費		
	減損損失		
	のれん償却費		
	支払備金の増減額（△は減少）		
	責任準備金の増減額（△は減少）		
	契約者配当準備金積立利息繰入額		
	契約者配当準備金繰入額		
	貸倒引当金の増減額（△は減少）		
	退職給付に係る負債の増減額（△は減少）		
	その他引当金の増減額（△は減少）		
	価格変動準備金の増減額（△は減少）		
	金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）		
	保険業法第112 条評価益		
	利息及び配当金等収入		
	有価証券関係損益（△は益）		
	支払利息		
	為替差損益（△は益）		
	有形固定資産関係損益（△は益）		
	持分法による投資損益（△は益）		
	特定取引資産の増減額（△は増加）		
	特定取引負債の増減額（△は減少）		
	商品有価証券の増減額（△は増加）		
	代理店貸の増減額（△は増加）		
	再保険貸の増減額（△は増加）		
	その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は増加）		
	代理店借の増減額（△は減少）		
	再保険借の増減額（△は減少）		
	その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は減少）		
	その他		
	小 計		
	利息及び配当金等の受取額		
	利息の支払額		
	契約者配当金の支払額		
	その他		
	法人税等の支払額		

営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
資産運用活動計	
（営業活動及び資産運用活動計）	（ ）
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間会計期間末残高	

（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等一直接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	

積立保険料の収入 保険金の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 特定取引による収入 特定取引による支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出	

社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間会計期間末残高	

（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等一間接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益（△は損失）	
減価償却費	
減損損失	
のれん償却額	
支払備金の増減額（△は減少）	
責任準備金等の増減額（△は減少）	
貸倒引当金の増減額（△は減少）	
退職給付引当金の増減額（△は減少）	
価格変動準備金の増減額（△は減少）	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益（△は益）	
支払利息	
為替差損益（△は益）	
有形固定資産関係損益（△は益）	
持分法による投資損益（△は益）	
特定取引資産の増減額（△は増加）	
特定取引負債の増減額（△は減少）	
商品有価証券の増減額（△は増加）	
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は増加）	
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は減少）	
その他	
小 計	

利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） （ ） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間会計期間末残高	

（記載上の注意）

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2 法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状況を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

5 中間連結株主資本等変動計算書

年度中（ 年 月 日から
 年 月 日まで ）中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

[illegible]

株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間期変動額合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間期末残高	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

（記載上の注意）

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動理由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 6 連結財務諸表規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。
- 7 遡及適用（連結財務諸表規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。